指定管理施設実態調査 調査票(1)

1 施設名等

		住 所	栗東市出庭700番地1
施 設 名	栗東市やすらぎの家	電 話	077-554-0606
		ΗP	http://www.ritto-shakyo.jp/

2 指定管理者及び市の所管課名

指定管理者名	 社会福祉法人栗東市社会福祉協議会	市所管課名 長寿福祉課
相足官垤旬石	化云铀性法人未采印性云铀性肠锇云	電話番号 077-551-1940

3 施設概要

<u> 3 . 施設概要</u>	
設置年月日	H5.4.12
設置目的	老人福祉法第15条第5項の規定に基づき、老人の福祉の増進を図る
施設内容	①敷地面積 5,176㎡ ②建物延べ床面積 886.92㎡ ③構造 鉄骨造 平屋建 ④施設概要 事務室・教養娯楽室・機能回復訓練室・会議室・和室・調理室・浴室等
利用料金等	部屋使用料 200円~1,500円、温浴施設利用(無料、100円、300円)、宿泊料一般1,700円/人、中学生以下700円/人
開館日·開館日時	開館日:火曜日~土曜日 但し、年末年始(12月28日から翌年1月3日)は休館とする。 ※第3日曜日以外の日曜日は、団体利用がある場合は開館する。 開館時間:午前8時30分~午後5時15分

4 指定管理者が行う業務等

指定期間	平成 31年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月 31日
管理運営委託料	令和元年度 31,115,000
指定管理者 が行う業務	(1)施設の運営に関する業務 ア 施設の受付、案内に関する業務 イ 条例及び規則に基づく施設の利用の許可 (取り消しを含む)に関する業務 ウ 施設の使用料の徴収に関する業務 エ 施設の利用に伴う備品類の貸出しに 関する業務 (2)施設の維持管理に関する業務 ア 施設及び設備の保守点検に関する業務 イ 施設の清掃 に関する業務 ウ 備品類の管理・調達 エ その他の維持管理 (3)その他の業務 ア 事業計画書及び収支予算書の作成 イ 事業報告書(収支決算書等を含む)の作成
施設の管理体制	老人福祉センター 管理者1名(兼任)、生活指導員1名(専任)、事務員1名(専任)

5 施設の利用状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数 (人)	令和元年度	1,141	1,141	1,142	1,268	1,142	1,071	1,274	1,213	1,236	1,063	1,012	49	12,752

利用料金制を採用している場合は記入のこと。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用料金収入(千円)	令和元年度	36	12	15	13	13	11	18	15	21	18	16	1	189

6 サービスの質の向上に向けた取り組み・利用者の反響等

<u> </u>	
	利用促進、地域支援、介護予防を柱に、以下の取り組みを行いました。利用促進の取組みとして、老人クラブ、サロンを対象
	に老人福祉センターで実施している軽体操、レクリエーションが体験できるツアーを実施しました。また、地域の福祉活動の
令和元年度	支援として、生活支援コーディネーターと連携して、出前講座(軽体操、レクリエーション指導、介護予防教室等)を多数実施
	して好評を付ました。 汀瑳 アめに ついては、軽体探を毎回夫心し、汀瑳 アめを日的としたレクリエーション活動のはか、ハフ
	ンティア発表会、夏・冬まつりを開催しています。また、地域の交流拠点として、館内にある喫茶室の運営をボランティアグ
	ループに任せ、利用者同士の交流を図っています。

7 施設の利用状況及びサービスの質向上に向けた取り組みに関する確認・検証

指定管理者の 自己検証 利用者数は、3月の新型コロナウイルス感染拡大防止による一時中止があり個人利用、団体利用ともに前年度に比べ減となりましたが、開館していれば増加していたと推測されます。活動については、介護予防、教養、交流等を目的とした行事を企画して、楽しみながら参加できるよう工夫しました。夏・冬まつりは、ボランティアや地域サロンなどから多くの参加があり、新規利用につなげることができました。また、喫茶室については地域カフェとして地域住民の集いの場となるよう進めています。運営管理については利用者会議を年2回開催して、利用者や関係団体からの意見を聞き取る場を持ち、運営の改善を図っています。さらに、利用者会議委員による評価を行い、ホームページで公表しています。老人福祉センターの一時休止期間には、巡回バス利用者、独居高齢者等に電話連絡して、心身状況の確認や困りごとの相談にのっています。

市の施設所管 課の確認・検証 意見

介護予防、教養、交流等の目的で軽体操やレクレーション体験ツアー、夏・冬まつりなど、楽しみながら参加できる内容を企画・工夫をしており、ボランティアや地域サロンなどから多くの参加があり新規利用につなげられている。また、生活支援コーディネーターが地域と連携することで交流を広めることができている。地域の高齢者ボランティアによる喫茶室の運営では、運営者の生きがい創出と利用者同士の交流が図れ、地域カフェとして地域住民の集いの場となるよう広がりを見せる効果がでている。新型コロナウイルス感染拡大防止による利用の一時中止期間中において、独居高齢者に対して細やかな対応で支援している。

仕様等に対する実績(調査票(2)より平均値)

5 (1)

2

1

8 職員研修

(1)基本協定での位置付け

	•		
研修実施の基本協定書	人権同和問題	旬 無	
への明文化の有無	従業員研修	有 無	

(年度協定書に明記) (年度協定書・業務仕様書に明記)

3

(2)人権・同和問題等研修の取り組み状況

実施年月日	対象者	参加人 数	研修内容(研修会名、講師の所属・氏名、ビデオ・映画名等、社外 研修の場合は実施主体)	. 実施区分 組織内 組織外		実施場所	所要 時間
6月11日·12 日·13日·14日	職員·利 用者	65	人権啓発ビデオ「あすに生きる」	O	州红中央 7 1	やすらぎの家	40分
6月12日	職員	9	人権啓発ビデオ「あすに生きる」	0		やすらぎの家	40分
10月2日	職員	1	市人権研修 職員集合「基礎研修」 「現代社会においても、未だ差別が残存・助長されている現状を知る」 栗東市同和教育指導員 井之口清治氏、金城ゆみ子氏		0	市役所	90分
2月18日	管理者	1	介護サービス事業所・施設管理者等研修会における 人権研修		0	さきら	90分

(3)人権・同和問題等研修に関する確認・検証

指定管理者 の自己検証 職員研修を実施し、人権意識の向上に努めていることに加え、日常のミーティングにおいても高齢者や障がい者など人の尊厳等について話す機会を持ち、事業所全体で取り組むようにしています。また、啓発ポスターや冊子等も適宜配置して、利用者への啓発や情報発信を行っています。

市の施設所 管課の確 認・検証意 見

事業所全体で計画的に研修が実施されている。高齢者や障がい者などの人の尊厳等について日常的に話す機 会を持ち、事業所全体で人権意識を高めるよう努めている。また、利用者の目に触れやすい場所に、啓発ポス ターや関係冊子などを設置し情報発信の役割を果たしている。

指定管理施設実態調査 調査票(2)

施設(サービス)名やすらぎの家所属名長寿福祉課

指定管理仕様等各項目に対するチェックリスト										
番号	項目	各項目の記	評		ずれかに	:Oをする	5こと)			
钳万	以 日 	載箇所	5	4	3	2	1			
1	施設及び設備の保守管理・保守点検	仕様書		0						
2	安全管理・事故防止策への取り組み	仕様書		0						
3	緊急時対応マニュアルを作成しているか	仕様書		0						
4	事故・緊急事態の報告を市に提出しているか	仕様書		0						
5	利用者等の要望・苦情等への対応	仕様書		0						
6	利用者の自立を支援するサービスを提供しているか	仕様書		0						
7	施設に対するニーズ等の把握	仕様書		0						
8	介護予防の拠点としての活動がされているか	仕様書		0						
9	市民サービスの向上	仕様書		0						
10	施設の利用促進	仕様書		0						
11	使用料は正しく徴収されているか	仕様書		0						
12	使用料の免除は正しくされているか	仕様書		0						
13	情報公開・個人情報の保護	仕様書·基本協定書		0						
14	事業計画書及び収支予算書の作成	仕様書·基本協定書		0						
15	実績報告書の作成と提出	仕様書·基本協定書		0						
16	職員研修の実施	仕様書		0						
17	県・市の人権啓発学習に参加されているか	仕様書		0						
18										
19										
20										
	合 計(〇の数を記入すること))	0	17	0	0	0			

※ 項目が足りない場合は、2枚目に記入のこと。

※ 評価が3、2、1の各項目については、改善策を調査 票(3)に記入すること。

5:基準を大きく上回ってできている。

4:できている。

3:一部できていない。

2:半分程度しかできていない。

1:全くできていない。